

第1回南但ごみ処理施設整備指針策定審議会

議事抄録

1 日 時 令和6年12月2日（月） 午後2時00分～午後4時10分

2 場 所 南但クリーンセンター 2階研修室

3 出席者

(1) 委員

No.	区分	所属	職名	氏名
1	識見者	岡山大学 環境生命科学研究科	教授	藤原 健史
2		兵庫県立大学 環境人間学部	准教授	増原 直樹
3		芸術文化観光専門職大学 芸術文化・観光学部	准教授	瓶内 栄作
4		(公社)全国都市清掃会議	技術部長	八 鍬 浩
5		(公財)ひょうご環境創造協会	常務理事	柴田 義博

(2) オブザーバー

1	行政 委員	兵庫県但馬県民局 県民躍動室環境課	室長補佐兼課長	藤原 英隆
2		養父市 産業環境部	部長	細田 誠也
3		朝来市 市民生活部	部長	岡林 克彦

(3) 事務局

1	事務局	南但広域行政事務組合	管理者	藤岡 勇
2		南但広域行政事務組合	理事	松本 康男
3		南但広域行政事務組合 環境課	次長(環境担当部長)	岡 和昭
4		南但広域行政事務組合 環境課	課長	野田 勝文
5		南但広域行政事務組合 環境課	課付課長	下村 忠幸
6		南但広域行政事務組合 環境課	副主幹	津崎 忠広

(4) 指針策定支援業務委託業者

1	委託業者	パシフィックコンサルタンツ(株) (略称:PCKK)
---	------	----------------------------

(5) 傍聴者

1名

4 配布資料

- (1) 第1回審議会次第
- (2) 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会名簿
- (3) 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例
- (4) 審議会運営基準（案）
- (5) 審議会スケジュールについて
- (6) 現状と課題について

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 管理者あいさつ
- (4) 出席者紹介
- (5) 正副会長の選任
- (6) 会長あいさつ
- (7) 南但ごみ処理のあり方について（諮問）
- (8) 議題
 - ① 審議会の運営に関する基準について
 - ② 審議会スケジュールについて
 - ③ 現状と課題について
- (9) 施設見学
- (10) 次回審議会の日程について
- (11) 次回審議会の公開可否について
- (12) 閉会

6 内容（主なもの）

- (1) 開会

（事務局）委員の半数以上が出席しているため、南但広域行政事務組合南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例（以下「審議会条例」という。）第5条第2項に基づき、本審議会は成立している旨、報告した。
- (2) 正副会長の選任

（事務局）会長は、審議会条例第4条第1項に基づき、委員の互選により定めるとしている。

（委員）事務局案があれば示してほしい。

（事務局）藤原委員にお願いしたい。

—異議なし—

（事務局）副会長は、審議会条例第4条第3項に基づき、会長が指名することとしている。

（会長）増原委員にお願いしたい。
- (3) 諮問

（事務局）藤岡管理者より藤原会長に諮問書（別紙）を読み上げ、手渡した。
- (4) 議題
 - ① 審議会の運営に関する基準について

（事務局）南但ごみ処理施設整備指針策定審議会運営基準（案）（別紙）について説明した。

② 審議会スケジュールについて

(P C K K) 審議会スケジュール（別紙）について説明した。なお、見積依頼先、見積依頼内容、見積結果の報告に基づき審議いただくことになる第3回及び第4回については、非公開の対象になると考えている。

(委 員) 第3回では検討対象とする処理方式やケースの設定（2回目）が議題に挙げられているが、非公開にするという理解でよいのか。

(P C K K) 部分的な議題を非公開にする場合もあるが、審議会の円滑な運用が困難と考え、第3回は全て非公開とされる方がよいと考えている。

③ 現状と課題について

(P C K K) 現状と課題（別紙）について説明した。

(委 員) 地元との協定期間が残り14年とあるが、延命化をする場合は施設の使用期間はどのようにするのか。

(P C K K) 一般的に施設の耐用年数は10年～15年ほど延びることとなる。

(事務局) 延命化をする場合には、協定期間の延長について地元同意を得る必要がある。

(委 員) 仮に延命化ケースで指針を策定しても、地元との協議の結果、協定期間の延長に至らず延命化できないことが懸念される。

(委 員) 延命化に対して地元からの合意を得ておくことは重要であると考え。審議会の検討結果が無駄にならないように、自治会長等に対して先に話をされてはどうか。

(事務局) 養父市と朝来市双方の地元と協定を結んでおり、そのうち一方で25年間の使用期限を設定している。今後の施設整備において地元協定を重視するが、両市の財政的な負担や国の方針であるカーボンニュートラル、更なる広域化についても検討が必要である。それらを考慮した上で審議いただきたい。地元協定に関しては、周辺地区連絡協議会という組織があり、審議会における検討内容は随時報告する予定である。

(委 員) 地元との協定延長が未定である中で、延命化をケースに設定されている事例はあまりない。施設整備の指針として案を出し、延命化が有効であれば地元との協議において提示されていきたいということと考える。当初の協定通りの期間となれば、新施設整備のみになる。審議会では地元協定の延長可否までは議論できないため、想定されるケースを設定し、評価することになる。

(委 員) P.14にある社会的ニーズについて、南但クリーンセンターの竣工時と比べて、現在はカーボンニュートラルやリサイクルの推進、広域化の動きがある。平成10年の兵庫県広域化計画策定時には、但馬地域で一つのブロックであったが、平成30年の兵庫県廃棄物処理計画では現状（南但と北但の二つに分かれている。）を踏まえてトーンダウンしている。しかし、令和6年3月に発出された環境省の通知では、焼却施設300t/日まで広域化・集約化を進めることが記載されている。南但地域において広域化の検討を始めたことについて、北但地域にも声掛けをしてはどうか。また、P.15以降のケース設定において、広域化による施設整備のケースを追加してはどうか。

(委 員) 社会的ニーズにおいて広域化が記載されていながらケース設定では反映されて

いない。なお、広域化を検討する場合はどこまでの圏域を対象とするのか、また、広域化を検討するためのデータをどのように収集するかが課題になる。意見として、南但と北但の現況調査を大学と提携して実施されてはどうか。なお広域化については、この審議会の議題に含めると検討内容が広範囲になるため、別途検討の場を設けてはどうかと考える。

(委員) 広域化通知を踏まえると検討ケースに含めてもよいと考えるが、広域化の連携先の都合もあるため、審議会で結論までは出さなくてもよいと考える。例えば、南但ではバイオガス設備があるため、南但はバイオガス化、北但は焼却と処理方法を分担することも考えられる。

(委員) 広域化の検討にあたっては兵庫県の考えを把握しておく必要がある。

(委員) 審議会の進め方として、審議事項の前提条件を定められたうえで議論をするのか、それとも審議事項の前提条件について議論するのか、教えてもらいたい。

(事務局) 広域化については、兵庫県の広域化計画の見直しに先行して検討することになるため、表立って検討を進めることは難しい。地元との協定延長の可否、その先に広域化の課題がある。そういった状況を踏まえて審議会において指針を検討いただきたい。

(委員) 現実的な課題(地元協定の期間)と、将来的な課題(カーボンニュートラル等)がある。地元協定を延長する場合においても、地元との協議において将来的な計画案を提示しないことには、地元の方々は納得し難いと想像され、両者は独立したものではないと考える。

(委員) 広域化については、施設整備のケースとは別に検討してはどうか。

(委員) 兵庫県の広域化計画を把握できているわけではないが、一般的に広域化の検討は、協議会を設立して数年かけて議論されている。また、検討の過程で、一部の自治体が広域から脱退される場合もある。南但広域行政事務組合において広域化の方針が定まっていない中、この審議会において検討することは難しいのではないかと。審議会では施設整備の二つのケース(延命化及び新施設整備)を検討しつつ、広域化は組合の方針が決まってから別途検討されてはどうかと考える。

(委員) 広域化が上手く進まないケースは確認されており、圏域における費用負担、付帯施設の方向性等が起因している。南但地域における広域化の是非は別途検討が必要であり、そのプロセスにおいて南但クリーンセンターの整備指針を策定する必要がある。

(委員) 施設における熱利用率があれば提示してもらいたい。P.3に施設のフロー図を載せているが、熱はどの部分で利用されているか。

(事務局) 場内の温水、ロードヒーティング、空気予熱、排ガスの再加熱、白煙防止に利用している。

(委員) 発電をしていないため、未利用熱が多量にあるとみてよいか。

(事務局) ボイラー・タービン発電設備を導入できるだけの熱量ではないため、バイオガ

ス設備を導入している。

(委 員) 施設の改修費が高騰している要因について確認が必要である。次回は施設の課題を把握した上で、改修箇所等の議論が必要になる。

(委 員) P. 11, 12 ごみ処理経費のうち、委託費はどのような内訳であるか示してもらいたい。

(事務局) 次回審議会でお示ししたい。

(委 員) 平成 28 年度から委託費が高騰している理由は何か。

(事務局) 収集の委託費が含まれていること。また、平成 28 年度より運転委託を一部委託から全委託に変更したことによる。

(委 員) 焼却灰の資源化をしているが、圏域で使用可能な最終処分場はあるのか。

(事務局) 不燃残渣については朝来市内の最終処分場に埋立している。焼却灰については圏域内に埋立可能な処分場が無い場合、赤穂市にあるひょうご環境創造協会に委託し、セメント原料として、再資源化している。

(委 員) P. 9 令和 3 年度にバイオガス化設備の処理量が減少している理由は何か。

(事務局) ガス発電機の火災により、バイオガス化設備の稼働効率が発電機 1 台分に下がったことによるものである。

(事務局) バイオガス化設備の稼働継続については、固定価格買取制度による買取期間の終了も考慮する必要があると考えている。

(委 員) バイオガス化設備がないとエネルギー回収ができなくなることも考慮が必要である。

(委 員) 新施設整備のケースにおいて焼却施設 2 炉を想定されている。点検整備における利点はあるが、焼却量から 2 炉導入が可能か検討いただきたい。また、トンネルコンポスト方式について、どのような処理方式か説明してもらいたい。

(P C K K) 国内では香川県三豊市の民間処理施設で唯一導入されている。コンクリートのヤード（トンネル）内で可燃ごみを発酵し、発酵熱によってごみを乾燥させる。乾燥後のごみ（フラフ）は固形燃料化の原料とする。本方式を導入するためには、固形燃料化と固形燃料の受取先が必要になる。

(委 員) トンネルコンポスト方式については別件で検討したことがあるが、R D F と同様に引取先の確保が課題になる。引取先が確保できない状態では実現が難しいと考える。三豊市は産業廃棄物処理と併せて取り組まれており、上手くいっている。

(委 員) 次回は各ケースについて議論深めていく。検討にあたり施設のデータとして、ごみ収集量・発電量等の事業報告を参考資料として準備いただきたい。

(5) 次回審議会の日程について

日時：令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時から

場所：未定（朝来市役所会議室 予定）

(6) 次回審議会の公開可否について

公開とする。

以上